

第2章

子育て支援・少子化対策の動向

1 国の動向

国においては、平成2年に前年の合計特殊出生率が1.57となり、「ひのえうま」（昭和41年）という特殊な要因により過去最低であった1.58を下回ったことを契機に、子どもを生み育てやすい環境づくりの検討を始めた。

平成6年には、エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策を拡充し、平成11年には、新エンゼルプランを策定し、保育サービスを中心とした支援策から、雇用、母子保健、教育等への支援を含めた総合的な支援策を展開した。

しかしながら、少子化の進行に歯止めがかからないことから、平成15年以降、次世代育成支援対策推進法の制定や、子ども・子育て応援プランの策定等により支援策の拡充を図ってきた。

その後、平成19年には「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を策定し、それを踏まえ、平成20年には「新待機児童ゼロ作戦」などを策定している。

平成22年1月には、今後の5年間の包括的な子育て支援策を内容とする「子ども・子育てビジョン」を策定し、子ども手当の創設など、経済的支援の充実を図るとともに、幼稚園と保育園の一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的なシステムの構築を進めた。

そして、平成24年8月に、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、子ども・子育て関連3法が成立・公布され、平成27年度から、子ども・子育て支援新制度の本格施行が予定されている。

平成26年度においては、「待機児童解消加速化プラン」の推進など、子ども・子育て支援の充実が進められている。

国子育て支援・少子化対策の経緯

平成 6 年	「エンゼルプラン」の策定
平成 11 年	「新エンゼルプラン」の策定
平成 15 年	次世代育成支援対策推進法の制定 少子化社会対策基本法の制定
平成 16 年	「少子化社会対策大綱」の策定 「子ども・子育て応援プラン」の策定 児童虐待防止法及び児童福祉法の改正
平成 18 年	新しい少子化対策について
平成 19 年	<u>「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定</u> <u>「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」</u> <u>「仕事と生活の調和推進のための行動指針」</u>
平成 20 年	<u>「新待機児童ゼロ作戦」の策定</u> 児童福祉法及び次世代育成支援対策推進法の改正
平成 22 年	<u>「子ども・子育てビジョン」の策定</u> <u>子ども手当の創設及び高校無償化の実施</u> <u>「子ども・子育て新システムの基本制度案要綱」の決定</u> <u>「子ども・子育て新システムに関する基本制度」の決定</u>
平成 24 年	<u>子ども・子育て関連3法の制定</u>

「子どもと家族を応援する日本」重点戦略の策定

平成 19 年に、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略会議が設置され、「すべての子ども、すべての家族を大切に」を基本的考え方とし、制度・政策・意識改革など、あらゆる観点から検討を重ね、「仕事と生活の調和の実現」、「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」に同時並行的に取り組むことを内容とする重点戦略を取りまとめた。

「新待機児童ゼロ作戦」の策定

重点戦略を踏まえ、保育所等の待機児童解消をはじめとする保育施策を質・量ともに充実・強化するため、保育所の受入児童の拡大、家庭的保育事業の制度化と普及促進、放課後児童クラブの推進など、平成 20 年からの 3 年間を集中重点期間として取組を推進とした。

「子ども・子育てビジョン」の策定

「子ども・子育てビジョン」は、「少子化社会対策大綱」等を全面的に見直し、今後 5 年間の子育て支援策の指針として新たに策定したもので、「社会全体で子育てを支える」という基本理念への転換やバランスのとれた総合的な子育て支援策の実施、待機児童の解消等に向けた数値目標の設定等を内容としている。

子ども手当から児童手当へ

次代を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援するため、中学校修了までの児童を対象とした子ども手当が創設された。平成 24 年度からは、児童手当法の改正により新しい児童手当制度が開始され、制度が恒久化された。

高校の実質無償化の見直し

高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を適正に行うため、国において、いわゆる「高校実質無償化」が平成 22 年 4 月から実施された。平成 26 年度入学生からは、新たに支給要件として所得制限が設けられ、所得制限により捻出される財源で低所得者世帯の生徒に対する支援を拡充する見直しが行われた。

子ども・子育て支援新制度

幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するため、平成 24 年 8 月に子ども・子育て関連 3 法(子ども・子育て支援法、認定こども園法の一部改正法、関係法律整備法)が通常国会で成立し、同月 22 日に公布された。主なポイントは、①認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付(「施設型給付」)及び小規模保育等への給付(「地域型保育給付」)の創設、②認定こども園制度の改善、③地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実、であり、平成 27 年 4 月 1 日からの本格施行に向けて、給付費の基準となる公定価格の検討や関係政省令の公布などの準備が進められている。

2 本県の動向

本県においては、次代を担う子どもが健やかに生まれ育つ環境づくりを推進するため、平成5年に、「児童環境づくりビジョン」を策定し、平成6年には、平成12年度までの7年間を期間とする「山口県児童環境づくり行動計画」を策定した。

平成13年には、誰もが安心して子どもを生み、育てることができる社会の構築を目指して、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、保健・医療、福祉、労働、教育など総合的な施策を推進してきた。

その後、平成15年に、次世代育成支援対策推進法が制定されたことから、平成17年3月に「やまぐち子どもきららプラン21」を改定し、同法に基づく都道府県行動計画として位置付けた（平成22年10月に再度改定し、山口県次世代育成支援行動計画・後期計画として策定）。

さらに、平成19年には、本県の子育て支援・少子化対策の基本となる「子育ての文化の創造のための子育て支援・少子化対策の推進に関する条例」（以下「子育て文化創造条例」という。）を制定し、社会全体での取組を一層推進している。

また、社会全体で子どもや子育てを支える環境づくりを進めるため、本県独自に、県民総参加で子育て支援の輪を広げる「やまぐち子育て県民運動」を展開している。

平成26年度においては、企業、民間団体、行政等で構成する「やまぐち子育て連盟」を新たに設立し、県民運動の強化を図ることとしている。

本県の子育て支援・少子化対策の経緯

平成5年	「児童環境づくりビジョン」の策定
平成6年	「山口県児童環境づくり行動計画」の策定
平成13年	「やまぐち子どもきららプラン21」の策定
平成15年	<u>やまぐち子育て県民運動の開始</u>
平成17年	<u>「やまぐち子どもきららプラン21」の改定</u> (山口県次世代育成支援行動計画の策定)
平成19年	<u>子育て文化創造条例の制定</u>
平成22年	<u>「やまぐち子どもきららプラン21」の改定</u> (山口県次世代育成支援行動計画・後期計画の策定)

「やまぐち子どもきららプラン21」の策定

少子化の進行や児童虐待の増加など、子どもを取り巻く環境が大きく変化してきている状況に対応するため、山口県少子化問題調査検討委員会の提言「少子化の課題と対応」を踏まえつつ、国の「新エンゼルプラン」との整合性を図りながら、平成13年に、「やまぐち子どもきららプラン21」を策定し、家庭、学校、職場、地域などが一体となって、子どもや子育て家庭を支援する取組を計画的に推進することとした。

その後、国において、平成15年に次世代育成支援対策推進法が制定され、その翌年に、「少子化社会対策大綱」や「子ども・子育て応援プラン」が策定されたことなどを踏まえ、平成17

年に、「やまぐち子どもきららプラン 21」を改定し、次世代育成支援の観点に立った子育て支援・少子化対策に取り組んできた。

また、平成 22 年には、同プランを見直し、新たに、平成 22 年度から平成 26 年度までの 5 年間を計画期間とした計画を策定した。

やまぐち子育て県民運動の展開

平成 15 年から、子どもや家庭に関わる機関、団体、事業所等が協働して、県民総参加で子育て支援の輪を広げる本県独自の「やまぐち子育て県民運動」が展開されている。

平成 26 年度からは、企業、民間団体、行政等で構成する「やまぐち子育て連盟」を推進母体として、県内各地域で子育て県民運動地域コーディネーターによるネットワークづくりや県民運動サポート会員（子育て応援団・結婚応援団）の自主的・主体的な活動、ホームページ「やまぐち子育てゆびとまネット」による情報発信、「やまぐち子どもハッピーフォーラム」の開催など、様々な取組を展開している。

子育て文化創造条例に基づく施策の推進

少子化の進行に歯止めをかけ、安心して子どもを生み、育てることができる社会を実現するため、社会全体で共に力を合わせて子育てを支えていく、山口県らしい「子育て文化の創造」を目指して、平成 19 年 10 月に、今後の子育て支援や少子化対策の基本となる子育て文化創造条例を制定した。

本県における少子化の進行、子どもや子育ての現状などを踏まえながら、家庭、学校、職場、地域など社会全体で子どもや子育て家庭を支える環境づくりを推進するため、子育て文化創造条例に定める基本的施策の方向性に沿った諸政策を総合的に展開している。

《基本的施策》

- ・子育て文化の創造に向けた気運の醸成
- ・保健医療サービスの充実と健康の増進
- ・子育て家庭への支援の充実
- ・子どもの学習環境の整備充実
- ・職業生活と家庭生活との両立支援
- ・地域における子育て支援の充実
- ・子どもの安全確保と健全育成



